令和3年6月 斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 令和3年6月 斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会

議事概要

- 1. 日時:令和3年6月18日(金)14:30~16:00
- 2. 場所: WEB会議システムによる
- 3. 出席者
 - 1) 斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

松江市:松江市長出雲市長

雲南市:雲南市長(代理:防災部 次長)

島根県:防災部長(代理:防災部 防災危機管理課長)

島根県:十木部長(代理:十木部 次長)

気象庁:松江地方気象台長

国土交通省:松江国道事務所長(代理:管理第一課長)

国土交通省:出雲河川事務所長

2) 斐伊川水系中海沿岸の大規模水害に関する減災対策協議会

米子市:米子市長(代理:総務部 防災安全監)

境港市:境港市長(代理:総務部 防災監)

松江市:松江市長

安来市:安来市長(代理:総務部 次長)

鳥取県: 危機管理局長

鳥取県:西部総合事務所 米子県土整備局長(代理:計画調査課長)

島根県:防災部長(代理:防災部 防災危機管理課長)

島根県:松江県土整備事務所長

気象庁:松江地方気象台長

国土交通省:出雲河川事務所長

4. 議事

- (1) 規約改正
- (2) 幹事会の報告について
- (3)「斐伊川流域の減災に係る取組方針」及び「斐伊川水系中海沿岸の減災に係る取組方針」に基づく取組の令和2年度の進捗状況及び令和3年度の実施予定につい

7

(4)「斐伊川流域の減災に係る取組方針」及び「斐伊川水系中海沿岸の減災に係る取組方針」の見直しについて

5. 議事結果

規約改正について協議会に諮り協議会委員の承認を頂いた。

幹事会の報告、「斐伊川流域の減災に係る取組方針」及び「斐伊川水系中海沿岸の減災に 係る取組方針」に基づく取組の令和2年度の進捗状況及び令和3年度の実施予定について 協議会に諮り、協議会委員の賛同を頂いた。

「斐伊川流域の減災に係る取組方針」及び「斐伊川水系中海沿岸の減災に係る取組方針」の見直しについて協議会に諮り、協議会委員の承認を頂いた。

6. 意見交換

(鳥取県危機管理局)

全体については全く異論ない。このような形で、全体で協議をしてその整合性を取りながら進めていくことは大変重要であると考えている。この主旨については賛同するが、協議会が三つに分かれて活動することについて、水系全体で様々なことを考えていかないといけないということについては共通的なところだと思われ、そのあたり組織の見直しとかということもあってもよろしいのではないかと思った。

(出雲市)

このように圏域、流域で会議をすることは重要であり、連携しながら住民の皆様方のためにこれからもやっていきたい。

説明もあり紹介頂いたところであるが、やはり斐伊川の堤防の改修、並びに樹木伐採や 土砂の浚渫などの堤外地の整備、そのようなところをまた強くお願いしたい。斐伊川は天 井川であり、一度大きな洪水が発生すると甚大な被害となり、流域の皆様方は大変危機感 も覚えておられるところであり、どうかよろしくお願いしたい。

ソフト面では、斐伊川タイムラインについて、コロナ禍で大変ではあるが、これを活用 した訓練を是非継続して頂きたい。

また同じくソフト面では、現在、災害について整理された情報を提供頂いているところであるが、取組にもあるように、先般もホットラインの運用を確認させて頂いたなかで非常に安心したところである。このような運用が速やかに行われ、住民の避難や指示にしっかりとつなげていきたいと考えている。